２　特定減額特例対象者については、特定組合に申出をした場合に限り、特定組合の短時間組合員とするものとする。（附則第四条関係）

３　新たに短時間勤務者を短時間組合員とする特定地方独立行政法人は、特定組合に申出をした場合は、当分の間、短時間組合員に係る負担金の負担の割合を、増加負担割合に百分の五十を加えた割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。（附則第三十五条の三及び第三十五条の四並びに附則別表関係）

４　その他所要の改正を行う。

第２　地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部改正

１　特定法人以外の特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者を短時間組合員としない取扱いについて、令和十七年九月三十日までの間の措置とする。（附則第三条関係）

２　１の取扱いについては段階的に縮小することとし、短時間勤務者を短時間組合員とすべき特定法人の範囲について、特定地方独立行政法人であって、令和九年十月一日から令和十一年九月三十日までは当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時三十五人を超えるものとし、令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日までは当該総数が常時二十人を超えるものとし、令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日までは当該総数が常時十人を超えるものとする。（附則第三条の二関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

この政令は、一部を除き、令和八年十月一日から施行する。（改正令附則関係）

◇私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百十二号）（文部科学省）

第１　私立学校教職員共済法施行令の一部改正

１　学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであって、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である等の短時間労働者に係る私立学校教職員共済制度の適用除外の要件のうち、報酬月額が八万八千円未満であることとする要件を削除する。（第一条の二第二項関係）

２　特定減額特例対象者については、私立学校教職員共済法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としないこととする。（附則第四項関係）

３　特定減額特例対象者は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に申出をした場合等に加入者となることができるものとする。（附則第五項～第七項関係）

４　加入者である特定減額特例対象者は、事業団に申出をした場合等に加入者の資格を喪失することができるものとする。（附則第八項～第九項関係）

５　その他所要の改正を行う。

第２　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部改正

１　特定学校法人等以外の学校法人等に使用される特定四分の三未満短時間労働者を加入者としない取扱いについて、令和十七年九月三十日までの間の措置とする。（附則第三条第一項、第二項、第四項、第六項関係）

２　１の取扱いについては段階的に縮小することとし、短時間労働者を加入者とすべき特定学校法人等の範囲について、令和九年十月一日から令和十一年九月三十日までは当該特定学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時三十五人を超えるものとし、令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日までは当該総数が常時二十人を超えるものとし、令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日までは当該総数が常時十人を超えるものとする。（附則第三条第十項関係）

３　新たに短時間労働者を加入者とする特定学校法人等は、事業団に申出をした場合は、当分の間、短時間加入者に係る学校法人等の負担すべき掛金の負担の割合を、短時間加入者の標準報酬月額等級に応じて別に定める割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間加入者に係る掛金のうち、短時間加入者に係る標準報酬月額に掛金率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。（附則第四条、第五条、附則別表第一、附則別表第二関係）

４　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日等

１　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三百十三号）（内閣府本府）

１　国家戦略特別区域に、北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の区域を追加する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇土地区画整理法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十四号）（国土交通省）

１　土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者、当選人並びに当選を承諾したものとみなされた者及び当選人と定めた者の住所の公告については、住所の全部の公告に支障がある場合、住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができるものとする。（第二十四条第五項、第三十五条第五項及び第十項関係）

２　その他所要の改正を行う。

３　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百十五号）（農林水産省）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）の施行期日は令和九年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和十年四月一日とする。

◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第三百十六号）（農林水産省）

１　財務大臣の権限の委任に係る規定の整備

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。（第一項関係）

２　農林水産大臣及び国税庁長官の権限の委任に係る規定の整備

改正法附則第二条第二項の規定による農林水産大臣の権限及び１により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。（第二項関係）

３　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百十七号）（農林水産省）

１　米穀を原材料とする飲食料品の指定

米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものとして、米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミール等を定める。（第三条関係）

２　生産調整方針に係る規定の削除

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、生産調整方針に係る規定が廃止されることに伴い、施行令における関係規定を削除する。（第四条及び第五条関係）